

石川県における歯科口腔保健医療施策の推進

目標：歯と口腔の健康づくりを推進し、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与する

◆「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条及び「石川県歯と口腔の健康づくり推進条例」第11条に基づく県の歯科保健計画である「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」に基づき、県の関係部局や市町、歯科医師会等の関係機関との連携のもと、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「石川県医療計画」に基づき歯科医療提供体制を確保し、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与する。

妊娠婦

妊娠によるむし歯・歯周病リスク増

乳幼児期

口腔機能発達
むし歯予防

学齢期

永久歯列完成
むし歯・歯肉炎予防

成人期

むし歯・歯周病増加
歯の喪失予防

高齢期

口腔機能低下
根面う蝕・歯周病増加
歯の喪失増加

【少子化対策監室】【市町】 【施設（保育所等）】

- ・ 妊婦歯科健診の推進
- ・ 乳幼児歯科健診（母子保健法に基づく義務）
- ・ 乳幼児及び妊産婦に対する保健指導
- ・ 保育所等での歯科健診（学校保健安全法に準じて義務）

【保健体育課】 【市町（学校）】

- ・ 学校歯科健診（学校保健安全法に基づく義務）
- ・ 生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業
- ・ よい歯の学校運動

【健康推進課】【市町】 【事業所】【医療保険者】

- ・ 歯周疾患検診（健康増進法に基づく努力義務）
- ・ [参考]歯科特殊健診（労働安全衛生法に基づき有害業務を行う事業所のみ義務）

【長寿社会課】【市町】 【施設（介護保険施設等）】

- ・ 介護予防事業や介護保険制度における口腔機能向上

【市町】【後期高齢者医療広域連合】 ・ 後期高齢者歯科健診

【医療対策課】【石川県歯科医師会】

- ・ 石川県医療計画に基づく歯科医療提供体制の確保
- ・ 歯科保健医療活動事業（歯と口の健康週間事業等）
- ・ 障害者（児）の歯科治療、歯科健診
- ・ 歯科休日診療確保対策事業
- ・ 歯科医療安全対策推進事業

県が中心となり、関係者が連携し、全ての県民に必要な歯科保健・医療を提供

- 県の役割：広く歯科保健に関する情報を収集・管理・分析し情報提供するとともに、市町、学校、施設、事業所等が行う取り組みを支援
- 市町の役割：住民に最も身近な歯科口腔保健サービスの提供主体として、ライフステージごとの特性を踏まえた施策を継続的に展開
- 施設の役割：歯と口腔の健康づくりに関する職員間の理解を深め、施設歯科医師等と連携した取り組みを推進
- 事業所及び医療保険者の役割：従業員や被保険者が歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう、歯科保健教育や歯科健診の機会を確保

①歯科疾患の予防

子どものむし歯予防対策推進事業（市町が実施するフッ化物洗口等の導入支援等）
事業所等における歯周病予防推進事業（健康経営宣言企業等に対する歯周病予防出前講座等）
歯と口腔の健康づくり普及啓発事業（イベント等における歯科保健指導）

②口腔機能の維持・向上

高齢者施設等における口腔ケア従事者育成事業（介護スタッフ等に対する口腔ケア技術指導）

③特に配慮が必要な分野における歯科口腔保健の推進

障害者等歯科保健指導事業（障害者（児）に対する歯科健診、歯科保健指導等）

④歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な社会環境の整備

市町担当者向け・専門職向けの各種研修の開催
歯と口腔の健康づくり推進会議（いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画の進行管理）